

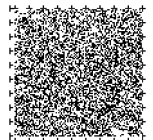
難病患者さん・ご家族のための ガイドブック



～難病患者ご家族の作品～

2026年5月(改訂)

町田市難病対策地域協議会作成



音声コード Uni-Voice

もくじ

はじめに 1 ページ

お金のこと

医療費の助成 3 ページ

手当・年金 8 ページ

身体障害者手帳のサービス 10 ページ

心身障がい者通院交通費の助成 11 ページ

税の控除・生活保護 12 ページ

療養生活のこと

介護保険のサービス 13 ページ

高齢者のための福祉サービス 14 ページ

障害者総合支援法のサービス 14 ページ

通院や外出の支援（福祉輸送） 16 ページ

在宅医療 17 ページ

介護者の休息（レスパイト） 19 ページ

住宅改修 22 ページ

詳しい内容や最新の情報については、
各項目に記載の【お問い合わせ先】にご確認ください。

相談したいとき

療養生活の相談をしたい.....	23ページ
仕事に関する相談をしたい.....	25ページ
同じ病気の人と話したい.....	26ページ

交流の場

患者・家族の会.....	27ページ
東京都難病ピア相談室.....	28ページ

災害への備え

日頃からの備え.....	29ページ
個別避難計画.....	31ページ
在宅で人工呼吸器を使用している方.....	32ページ
情報を確認する.....	33ページ

お問い合わせ先一覧

保健予防課 難病保健係.....	35ページ
障がい福祉課(福祉係・支援係)・障がい者支援センター.....	36ページ
高齢者支援センター・あんしん相談室.....	37ページ

はじめに

難病は、人によって症状や経過が多様で、長期の通院・治療が必要となるため、患者さん・ご家族の「困り事」も経過に応じて変化します。希少疾患のため、身近で同じ病気の仲間と出逢えることも少なく、日々様々な疑問や不安を抱えながら療養生活を送っておられることと存じます。

このガイドブックでは、「困り事」に応じたサービスや相談窓口などを紹介しております。安心して療養生活をお過ごしいただくうえで、ご活用いただければ幸いです。

様々な専門職が皆さまの療養生活をサポートします

保健師

主治医

医療相談員

障害福祉相談員

看護師

ケアマネジャー

リハビリ職

患者会・家族会

薬剤師

難病相談・支援センター

❀ 町田市保健所には、難病患者さん・ご家族のための相談窓口があります ❀



「療養生活について相談したい」「相談先がわからない」
などありましたら、難病保健系の保健師までお気軽に
ご相談ください。

～療養経過と「困り事」に応じた、サービス活用の例～

	発症・受診	診断	通院・入院	在宅療養
お金のこと		医療費助成 3～4ページ		マル障 7ページ
		登録者証 5ページ		障がい者の手当 8ページ
		高額療養費 6ページ		身体障害者手帳 10ページ
		傷病手当金 8ページ		心身障がい者通院交通費 11ページ
		障害年金 9ページ		
		税の控除 12ページ		
療養生活のこと		介護保険のサービス 13ページ		福祉輸送 16ページ
		高齢者のための福祉サービス 14ページ		在宅医療 17～18ページ
		障害者総合支援法のサービス 14～15ページ		介護者の休息 19～21ページ
				*在宅人工呼吸器利用者向けサービス 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 18ページ 難病患者在宅レスパイト 21ページ
				住宅改修 22ページ
相談したいとき		療養生活の相談をしたい 23～24ページ		
		仕事に関する相談をしたい 25ページ		
		同じ病気の人と話をしたい 26ページ		
交流の場		患者・家族の会 27ページ		
		東京都難病ピア相談室 28ページ		
災害への備え		日頃からの備え 29～30ページ		東京電力への登録 30ページ
		情報を確認する 33～34ページ		個別避難計画 31ページ
				*在宅人工呼吸器利用者向けサービス 個別避難計画 32ページ 非常用電源の給付 32ページ

お金のこと

医療費の助成

難病医療費等の助成

 [詳しくはこちら](#)



難病医療費助成制度とは、国または東京都の指定難病に罹患している方で、一定の要件を満たす方に対し、対象の疾病を治療するために受ける診療、調剤、訪問看護に係る医療費保険適用後の自己負担分の一部を助成するものです。

◆ 難病医療費助成の申請と受け取りまでの流れ

ステップ1

申請に必要な書類をそろえる

- ① 障がい福祉課に必要書類の確認をする（電話可）
- ② 申請書類を受け取り後、書類記入や添付書類の準備をする
- ③ 難病指定医に「臨床調査個人票」の作成を依頼する

ステップ2

用意した書類を障がい福祉課に提出する

- ・審査書類に基づき、認定または非認定が決定される
- ・申請書類の不備や「臨床調査個人票」への疑義が生じた場合を除き、申請から決定までは約3か月です

ステップ3

郵送で「特定医療費（指定難病）受給者証」と「自己負担上限額管理票」が届く

国や都のホームページ

「臨床調査個人票」は難病情報センターや東京都難病ポータルサイトのホームページにてダウンロードできます。

難病指定医や指定医療機関、各指定難病の解説や医療費助成制度、相談窓口などの情報が掲載されています。

(難病情報センター)

 [詳しくはこちら](#)



(東京都難病ポータルサイト)

 [詳しくはこちら](#)



◆ 申請から認定までに支払われた医療費について

有効期間開始日から「受給者証」が届くまでの間、医療機関や保険薬局などに支払った助成対象となる医療費（高額療養費を除く）は、東京都に請求することができます。請求方法の案内書類は「受給者証」に同封されていますので、ご確認ください。

◆ 「特定医療費（指定難病）受給者証」の使い方

「受給者証」が交付された後は、「マイナ保険証」（または医療保険の資格情報が確認できる書類）と「受給者証」「自己負担上限額管理票」を医療機関、薬局などの窓口で提示してください。

マイナ保険証



受給者証

横14.8cm×縦21cm

自己負担上限額管理票

令和〇年2月分 自己負担上限額管理票					
受給者名	東京都	受給者番号	*****		
自己負担上限月額 10,000 円					
日付	（指定）医療機関名	医療費 介護サービス費 総額（10割分）	自己負担額 （自己負担額）	自己負担の 実額額 （自己負担額）	増印
2月2日	A病院	10,000	2,000	2,000	A
2月9日	B薬局	20,000	4,000	5,000	B
2月20日	C診療所	8,000	1,600	7,600	C
2月28日	D訪問看護ステーション	50,000	2,400	10,000	D
上記のとおり自己負担上限月額に達しました。					
日付	（指定）医療機関名	増印			
2月28日	D訪問看護ステーション	D			

受給者証と同じサイズ
（冊子）

◆ 助成対象とならない費用

「臨床調査個人票」など証明書類にかかる費用、「受給者証」に記載された病名以外の病気やけがによる医療費、差額ベッド代や個室料、鍼灸院などの施術所における鍼・灸・あん摩またはマッサージ費用など助成対象とならないものがあります。

詳しくは「難病医療費助成のしおり」（障がい福祉課にて配布）をご確認ください。

【お問い合わせ先】

障がい福祉課 福祉係 36ページ

登録者証

 [詳しくはこちら](#)



指定難病の診断基準を満たす方に対して、指定難病にかかっていることを証明する「登録者証」を交付しています。医療費助成の認定要件を満たさない方も、「登録者証」の交付対象となります。

「登録者証」は、ハローワークでの就労支援や市の障がい福祉サービスを利用する際に、指定難病患者であることの証明として用いることができます。

対象となる方

下記の①～③のいずれかの方

- ① 医療費助成の受給者
- ② 医療費助成を申請した者のうち、診断基準は満たすが重症度分類等を満たさず非認定となった者
- ③ 医療費助成の申請に至らない軽症の指定難病患者

交付方法

原則としてマイナンバー情報連携で、マイナンバーカードが「登録者証」になります。マイナンバー情報連携を活用できない状況にある場合は、別途「書面交付申請」を行うことで書面による登録者証が交付されます。

申請方法

- ・難病医療費助成と同時申請する場合は、難病医療費助成の支給認定申請書に、登録者証申請欄があります。必要書類は、難病医療費助成と同じです。
- ・「登録者証」のみ申請する場合、必要書類は下記の3点です。
 - ① 登録者証(指定難病)申請書
 - ② 指定難病にかかっていることを証明する書類(下記のいずれか)
 - ・臨床調査個人票
 - ・特定医療費(指定難病)受給者証 *有効期間満了後のものでも可
 - ・非認定通知書 *非認定理由が「軽症かつ高額の要件を満たさないため」と記載されたものに限る
 - ③ 個人番号に係る調書(指定難病用)

【お問い合わせ先】

障がい福祉課 福祉係 36ページ

高額療養費制度

(国民健康保険の方)
詳しくはこちら



(後期高齢者の方)
詳しくはこちら



1か月(月の1日から末日まで)にかかった医療費の自己負担額の合計金額が、所得や年齢に応じた自己負担限度額を超えた場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。「高額療養費」に該当した場合、申請が必要です。

町田市の国民健康保険にご加入の方は受診月から最短で3か月後に、後期高齢者医療制度にご加入の方は最短で4か月後に申請書が届きます。申請書の郵送の有無は、ご加入中の健康保険(保険者)によって異なります。詳しくはご加入中の健康保険組合へご確認ください。

◆ 高額な診療が事前に見込まれるとき

・国民健康保険、その他の健康保険にご加入の方

(限度額適用認定書)
詳しくはこちら



① マイナ保険証(要登録)を利用する

② 「限度額適用認定証」を提示する(事前に保険者に申請して取得)

→医療機関の窓口で提示することで、同一の医療機関において1か月に支払う自己負担額が、所得区分に応じた限度額までとなります。

・後期高齢者医療制度にご加入の方

① マイナ保険証(要登録)を利用する

② 「資格確認書」に限度額区分が印字されたものが

交付されている場合、「資格確認書」を提示する

→医療機関の窓口で提示することで、同一の医療機関において1か月に支払う自己負担額が、所得区分に応じた限度額までとなります。

③ 上記①・②をお持ちでない場合は申請が必要となる

資格確認書

後期高齢者医療資格確認書		有効期限
被保険者番号	01234567	令和 7年 7月 31日
住所	〒1070001 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	
生年月日	昭和24年12月30日	性別 女
資格取得年月日	令和6年12月30日	
交付年月日	令和6年12月30日	
負担割合・発効期日	1割 令和6年12月30日	
限度区分・発効期日	Ⅱ 令和6年12月30日	
長期入院該当日	令和7年1月1日	
特定疾病区分・発効期日	区分Ⅰ 令和6年12月30日	
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

【お問い合わせ先】

・国民健康保険にご加入の方

保険年金課 保険給付係(市庁舎1階 107A窓口)

☎ 042-724-2130 FAX 050-3101-5154

・後期高齢者医療制度にご加入の方

保険年金課 高齢者医療係(市庁舎1階 107B窓口)

☎ 042-724-2144 FAX 050-3101-5154

・その他の健康保険にご加入の方

ご加入の健康保険組合に直接お問い合わせください

心身障害者医療費助成制度（マル障）

 [詳しくはこちら](#)



心身障害者医療費助成（マル障）は、下記の対象者について、保険証を使って医療機関などで診療、投薬などを受けた場合、窓口で支払う医療費の一部を助成する制度です。難病以外の病気による保険診療も、医療費助成の対象となります。

対象となる方

65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級（内部障がいとは3級まで）、または愛の手帳1・2度、または精神障害者保健福祉手帳1級に該当し、健康保険に加入している方。

*所得制限など助成制限があります。詳しくはお問い合わせ先にご相談ください。

*身体障害者手帳のご案内は、10ページをご確認ください。

助成内容

医療保険が適用された自己負担分から、一部負担金を差し引いた額を助成します。一部負担金は住民税の課税状況によって、課税の方は1割負担、非課税の方は負担なし、となります。

【お問い合わせ先】

障がい福祉課 福祉係 36ページ



ご加入の生命保険があったら

通院、入院、手術に対して支払われる保険金や、要介護状態や高度障害状態となったときに支払われる保険金、収入保障に関する契約などはありませんか？

一度、ご加入の保険証書を確認し、保険会社にお問い合わせすることをおすすめします。

手当・年金

傷病手当金

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

業務外の事由による病気やけがの療養のため仕事を休んだ日から、連続する3日間の後、4日目以降の仕事につけなかった日に対して支給されます。

ただし、事業主から傷病手当金より多い額の給与が支払われている場合は支給されません。

【お問い合わせ先】

ご加入の健康保険の窓口にお問い合わせください。

障がい者の手当

 [詳しくはこちら](#)



下記の障がいの状態に該当する場合、手当を受給できる場合があります。

特別障害者 手当	月額 29,590円	常時特別な介護を必要とする状態にある障がい、または精神障がいのある方 *身体障害者手帳おおむね1・2級の方、愛の手帳おおむね1・2度の方が目安ですが、所定の診断書による審査があります。
心身障害者 福祉手当	月額 15,500円	①身体障害者手帳1・2級の方 ②愛の手帳1～3度の方 ③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方(ALSなど)
重度心身障 害者手当	月額 60,000円	①重度の知的障がいで、常時著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障がいと重度の身体障がいを有する方 ③重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な方

*上記の手当以外にも、20歳未満の障がい者(児)を対象とした手当もあります。

*所得制限などの助成制限があります。詳しくはお問い合わせ先にご相談ください。

【お問い合わせ先】

障がい福祉課 福祉係 36ページ

障害年金

 [詳しくはこちら](#)



病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」を請求することができます。

障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。詳しくはお問い合わせ先にご相談ください。

◆ 障害基礎年金(国民年金制度)

国民年金に加入している間、または20歳前(年金制度に加入していない期間)、もしくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)に、初診日(障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)のある病気やけがで、法令により定められた障がいの状態(障害等級1・2級)にあるときは、「障害基礎年金」が支給されます。

【お問い合わせ先】

- ・保険年金課 国民年金係(市庁舎1階 105窓口)
☎ 042-724-2127 FAX 050-3101-6078
- ・街角の年金相談センター町田(町田市中町1-2-4日新町田ビル5階)
*電話でのご相談は下記の八王子年金事務所へ
- ・八王子年金事務所 ☎ 042-626-3511 FAX 042-621-0549

◆ 障害厚生年金・障害手当金(厚生年金保険制度)

厚生年金保険に加入している間に初診日のある病気やけがで、法令により定められた障がいの状態(障害等級1~3級)にあるときは、「障害厚生年金」が支給されます。また、法令により定められた障がいの状態(障害等級1~3級)に該当しない場合でも、「障害手当金(一時金)」が支給されることがあります。

【お問い合わせ先】

- ・街角の年金相談センター町田(町田市中町1-2-4日新町田ビル5階)
*電話でのご相談は下記の八王子年金事務所へ
- ・八王子年金事務所 ☎ 042-626-3511 FAX 042-621-0549
- ・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 または 03-6700-1165

身体障害者手帳のサービス

身体に障がいがある場合、「身体障害者手帳」を取得することが可能です。障がいの種類や程度により1～6級の区分で手帳が交付されます。交付を受けることで、下記のような様々な福祉的サービスを受けることが可能となります。

対象となるには要件があります。詳しくはお問い合わせ先にご相談ください。

 [詳しくはこちら](#)



～受けられるサービスの例～

◆ 各種割引・助成制度

- ・心身障害者医療費助成(マル障) 7ページ参照
- ・心身障がい者通院交通費の助成 11ページ参照
- ・タクシーの運賃割引
- ・JRや私鉄旅客運賃の割引
- ・有料道路通行料金の割引
- ・携帯電話などの料金割引
- ・NHK放送受信料の減免
- ・自動車改造費の助成
- ・市関連施設の割引

◆ 税などの優遇制度

- ・所得税や住民税の障害者控除
- ・軽自動車税や自動車税の減免
- ・固定資産税の減額

申請方法

下記の①と②を障がい福祉課の窓口にお持ちください。約2か月で交付されます。

- ① 身体障害者福祉法による指定医の診断書・意見書(規定の様式による)
- ② 写真1枚(タテ4cm、ヨコ3cm、1年以内に撮影したもの)

【お問い合わせ先】

障がい福祉課 福祉係 36ページ

心身障がい者通院交通費の助成

心身障がい者（児）の方が、保険診療による医学的治療のためにご自宅から通院した際の交通費を助成する制度です。

 [詳しくはこちら](#)



対象となる方

- ・65歳未満で「身体障害者手帳」または「愛の手帳」を交付された方。
- ・第1種身体障がい者、愛の手帳所持者、義務教育終了前の方については、1名介護者をつけられます。

※1か月の通院にかかる交通費合計金額が2,500円以下の方、生活保護を受けている方、第三者行為による通院の場合はこの制度は受けられません。

助成額

1か月にかかる交通費の合計金額から2,500円を引いた金額のうち、以下に相当する額（1か月最高1万円まで）

- ・バス、電車、有料道路利用の場合は金額の70%に相当する額
- ・タクシーは運賃額の35%に相当する額

適用区域

関東7都県、静岡県、山梨県、長野県

請求方法

- ・1か月分をまとめて、翌月14日（やむを得ない場合は翌々月14日）までに、「心身障がい者通院交通費助成金請求書」をご提出ください。
- ・通院の確認がとれるもの（医療機関受診の際の領収書コピーなど）、支出した運賃または料金がわかる書面（タクシーの領収書原本など）が必要となります。

【お問い合わせ先】

障がい福祉課 福祉係 36ページ



税の控除

 [詳しくはこちら](#)



65歳以上の方の障害者控除の対象者認定

身体障害者手帳などをお持ちでない方でも税の控除が受けられる「障害者控除対象者認定書」を、対象要件を満たす方に交付しています。

税務署などで税の申告の際に提示、または提出することで、所得税や市・都民税の控除を受けることができます。

おむつに係る費用

傷病などのため概ね6か月以上寝たきりの方のおむつ代は確定申告の際に医療費控除の対象となる場合があります。以下の①もしくは②が必要です。

- ① 医師が発行した「おむつ使用証明書」
- ② 市町村が介護保険法に基づく要介護認定に係る、主治医意見書を確認して作成した「おむつに係る医療費控除主治医意見書確認書」

【お問い合わせ先】

・税の控除に関すること

市民税課（市庁舎2階 205窓口）

☎ 042-724-2115 FAX 050-3085-6084

・「障害者控除対象者認定書」「おむつに係る医療費控除主治医意見書確認書」の交付に関すること

高齢者支援課 高齢者相談・支援担当（市庁舎1階 112窓口）

☎ 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

生活保護

 [詳しくはこちら](#)



日本国憲法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とした制度です。

【お問い合わせ先】

生活援護課（市庁舎1階 109窓口）

☎ 042-724-2134 FAX 050-3101-1651

療養生活のこと

介護保険のサービス

 [詳しくはこちら](#)



利用するためには要介護（要支援）認定を受けることが必要です。

対象となる方

・第1号被保険者（65歳以上の方）

日常生活において介護や支援が必要と認められた場合に、原因に関わらず介護サービスが利用できます。



・第2号被保険者（40～64歳の方）

老化が原因とされる病気（16種類の特定疾病）で、介護や支援が必要と認められた場合に、介護サービスが利用できます。

【16種類の特定疾病】

- ・がん（末期）
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 および パーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および 糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

～受けられるサービスの例～

自宅でのサービス：訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与 など

通いでサービス：通所介護（デイサービス）

通所リハビリテーション（デイケア）

短期の宿泊サービス：短期入所生活介護（ショートステイ）

施設入所サービス：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 など

【お問い合わせ先】

お住まいの地域の高齢者支援センター または あんしん相談室 37～38ページ

高齢者のための福祉サービス

要介護認定の有無に関わらず、高齢者のための福祉サービスがあります。
詳しくは「高齢者のための暮らしのてびき」をご確認ください。

 [詳しくはこちら](#)



～受けられるサービスの例～

高齢者補聴器購入助成、寝具乾燥消毒事業、シルバー調髪カード、
救急通報システム、高齢者あんしんキーホルダー など

【お問い合わせ先】

お住まいの地域の高齢者支援センター または あんしん相談室 37～38ページ

障害者総合支援法のサービス

障害福祉サービス

 [詳しくはこちら](#)



障害者総合支援法の対象疾病であれば、障がい者手帳をお持ちでない難病の方でも、必要と認められた障害福祉サービスを利用することができます（ただし、介護保険の対象となる方は介護保険サービスが優先となります）。

対象となる難病疾病や費用など、詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。

～受けられるサービスの例～

介護給付：ホームヘルプ、重度訪問介護、ショートステイ など

訓練等給付：自立訓練、就労移行支援、グループホーム など

相談支援給付：地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援 など

【お問い合わせ先】

- ・障がい福祉課 支援係 36ページ
- ・お住まいの地域の障がい者支援センター 36ページ

町田市障がい者サービスガイドブック

障がいのある方にご利用いただけるサービス・制度などが掲載されている冊子です。

配布場所 障がい福祉課、各障がい者支援センター、
各市民センター、駅前連絡所

 [詳しくはこちら](#)



補装具・日常生活用具

 [詳しくはこちら](#)



難病の方も、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。
詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。

◆ 補装具

職業や日常生活に必要な補装具を購入、修理する際の費用を支給します。

補装具の支給を受けるには、補装具を購入する前に、原則として東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です(ただし、判定を省略できる場合がありますので事前にご相談ください)。

～補装具の例～

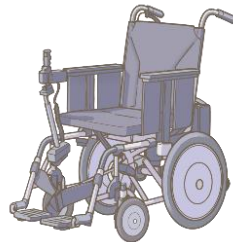
眼鏡、補聴器、意思伝達装置、車いす、座位保持装置、歩行器 など

◆ 日常生活用具

在宅の障がい者の方の日常生活を容易にするため、用具を給付します(ただし、介護保険制度からの貸与や購入が優先となる用具があります)。

～日常生活用具の例～

特殊寝台、入浴補助用具、移動用リフト、特殊便器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター など



【お問い合わせ先】

- ・障がい福祉課 支援係 36ページ
- ・お住まいの地域の障がい者支援センター 36ページ

ヘルプマーク

 [詳しくはこちら](#)



障がいがある方や難病の方など援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を、周囲の人をお願いするためのマークです。*ただし、町田市内在住・在勤・在学の方に限ります。

配布場所

- ・障がい福祉課 窓口(郵送も可能です) 36ページ
- ・お住まいの地域の障がい者支援センター 36ページ



通院や外出の支援(福祉輸送)

福祉輸送サービス共同配車センター

 [詳しくはこちら](#)



高齢者、障がい者などの一人では外出が難しい方を対象に、車いすのまま乗り降りできる車両を運行しています。以下の2種類があります。

- ① 市外に外出される方:「やまゆり号運行サービス」がご利用になれます。
- ② 市内に外出される方:「市民外出支援サービス(あいちゃん号)」がご利用になれます。

対象となる方 身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、
精神障害者保健福祉手帳1・2級の方、要介護3~5の方
総合支援法に基づく障害支援区分4~6の方

料 金 有料 *「心身障がい者通院交通費の助成」(11ページ)利用可能

利用方法 事前登録が必要です。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。

【お問い合わせ先】

町田市社会福祉協議会 福祉輸送サービス共同配車センター

☎ ・ FAX 042-727-6361

町田ハンディキャブ友の会

 [詳しくはこちら](#)



身体障害者手帳の1・2級をお持ちの方で外出が困難な方(車いす利用者、視覚障がい者、高齢者など歩行困難な方)に、移動の「足」として車いすでそのまま乗ることができるリフト付き車両やスロープ付き車両などを利用して、自立促進と行動範囲の拡大を図ることを目的としています。

対象となる方 利用会員=車いす利用者、視覚障がい者、高齢者など歩行困難な方

料 金 利用会員=入会金 2,000 円、会費年額 3,000 円
その他利用に際し、ガソリン代実費と負担金がかかります。

利用方法 事前登録が必要です。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。

【お問い合わせ先】

NPO法人町田ハンディキャブ友の会

☎ 042-721-5721 FAX 042-721-6605

在宅医療

通院が難しくなった時、ご自宅で在宅医療を受ける選択肢があります。様々な分野の専門職が訪問し、在宅での生活をサポートしてくれます。病状の急変時は、夜間でも緊急に訪問してもらえます。事前に相談することもできます。

在宅医療に関することは、かかりつけ医へご相談ください。

在宅主治医（訪問診療）

医師が定期的にご自宅を訪問し、診察や治療、薬の処方などを行います。急な発熱など体調の変化がみられた時にも対応してくれます。



訪問看護師

医師の指示に基づき、地域の訪問看護ステーションから看護師がご自宅を訪問します。健康状態のチェックやアドバイス、服薬管理、食事や保清・排せつなどのケア、医療機器（吸引、胃ろう、呼吸器など）によるケアなどを行います。



訪問リハビリ職（PT・OT・ST）

医師の指示に基づき、地域の医療機関や訪問看護ステーションから理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）がご自宅を訪問し、心身の機能を保つためにリハビリテーションを行います。



訪問薬剤師

薬局の薬剤師がご自宅を訪問し、お薬をお届けしながら、お薬の飲み方や使い方のアドバイスを行います。



訪問歯科医師・歯科衛生士

歯科医師、歯科衛生士がご自宅を訪問し、お口のお困りごと、歯の治療や入れ歯の作成と調整、口腔ケアのアドバイスをを行います。



医療相談員

多くの病院には「サポートセンター」や「医療相談室」などと呼ばれる窓口があります。医療相談員（社会福祉士や看護師など）が、入院中および在宅療養をされている患者さん・ご家族からの療養上のご相談に応じています。患者さん・ご家族が安心して暮らせるよう、地域の医療・保健・福祉の関係機関などと連携します。



～在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業～

東京都では在宅で人工呼吸器を使用する難病患者さんに対して、在宅での療養環境の整備、療養実態の把握、訪問看護の方法などに関する研究などを行うことを目的として、医療保険で定められた回数を超えて行う訪問看護に対し、委託事業を実施しています。

対象となる方

- ・都内にお住まいの方
- ・難病医療費助成対象疾病に罹患し、その疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方
- ・医師が1日3回以上の訪問看護を必要と認めた方

【お問い合わせ先】

保健予防課 難病保健係 35ページ

 [詳しくはこちら](#)



介護者の休息(レスパイト)

サービスを利用するなどして、介護者が休息をとることができます。

高齢者施設での短期入所(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどの高齢者施設に短期間入所する方法があります。
サービスを受けるためには事前に要介護・要支援認定が必要です。

【お問い合わせ先】

担当ケアマネジャー または お住まいの地域の高齢者支援センター 37~38ページ

障がい者施設での短期入所(ショートステイ)

障がい者施設に短期間入所する方法があります。
サービスを受けるためには事前に障害支援区分の認定が必要です。

【お問い合わせ先】

お住まいの地域の障がい者支援センター 36ページ

地域の医療機関でのレスパイト入院

医療的な管理が必要等の理由により、施設での短期入所が難しい方については、地域包括ケア病棟などで短期入院の相談ができる医療機関があります。

レスパイト入院については、かかりつけ医や担当ケアマネジャー、保健予防課難病保健係にご相談ください。



東京都の在宅難病患者一時入院事業

 [詳しくはこちら](#)



東京都では、難病患者さんの在宅生活を支えているご家族などの介護者が、ご自身の療養や休息などの理由によって一時的に介護が難しくなった場合、患者さんが短期間入院できるように、都内の病院にベッドを確保しています。

対象となる方（以下の要件を全て満たす方）

1. 都内在住で在宅生活をしている方
2. 東京都難病医療費等助成対象疾病に罹患している方
3. 家族などの介護者の療養、休息などの理由により在宅での介護を受けることが困難になった方
4. 常時医学的管理の下におく必要のある方
5. 病状が安定しており、事業の利用に主治医の同意が得られている方

【多摩地域にある委託医療機関（13か所のうち多摩地域には5か所あります）】

市立青梅総合医療センター	青梅市
稲城市立病院	稲城市
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立神経病院	府中市
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院	小平市
医療法人社団東光会 西東京中央総合病院	西東京市

※2026年3月時点

【お問い合わせ先】

保健予防課 難病保健係 35ページ



～難病患者在宅レスパイト事業～

東京都では、在宅人工呼吸器を使用している難病患者さんの生活を支えているご家族などが、ご自身の病気治療や休息などの理由によって一時的に在宅で介護などができなくなった場合で、病状などの理由により移送が困難な場合など一時入院が難しいときに、患者さんのお宅に看護人を派遣する事業を実施しています。

- ・利用は1時間単位で、原則として同一の患者につき1月当たり4時間以内です。
- ・年間(年度内)で合計48時間まで利用が可能です。
- ・医療保険に基づく訪問看護の代わりに利用することはできません。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会

☎ 03-5843-5930



[詳しくはこちら](#)



住宅改修

住宅改修の制度を利用する場合は、事前に担当窓口へ相談・申請を行い、着工許可を得たあとに工事を行う必要があります。

介護保険サービスでの住宅改修

 [詳しくはこちら](#)



身体機能の低下に伴い生じた、手すりの取り付けや段差解消などの工事について、住宅改修費を支給します。

対象となる方 介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けている方

【お問い合わせ先】

担当ケアマネジャー または お住まいの地域の高齢者支援センター 37～38ページ

住宅設備改修給付・住宅改修予防給付

 [詳しくはこちら](#)



介護保険サービスでの住宅改修以外にも、65歳以上の方を対象とした住宅改修に関する給付事業があります（上段のアクセス先ページ内をご覧ください）。

【お問い合わせ先】

- ・担当ケアマネジャー または お住まいの地域の高齢者支援センター 37～38ページ
 - ・介護保険課 給付係（市庁舎1階 111窓口）
- ☎ 042-724-4366 FAX 050-3101-6664

障がいサービスでの住宅設備改善費の給付制度

在宅の重度身体障がい者の方の日常生活を容易にするため、設備改善に要する費用を給付します。

- ・利用は一世帯当たり原則1回限りです
- ・専門家による住宅改修のアドバイザー制度（無料）があります
- ・介護保険該当者は、介護保険の居宅介護住宅改修制度が優先です

 [詳しくはこちら](#)



費用 原則として1割負担。世帯の状況に応じた月額負担上限額があります。

【お問い合わせ先】

- ・障がい福祉課 支援係 36ページ
- ・お住まいの地域の障がい者支援センター 36ページ

相談したいとき

療養生活の相談をしたい

町田市保健所 保健予防課 難病保健係

 [詳しくはこちら](#)



保健師が、電話や面談、家庭訪問などで、在宅療養における様々なご相談をお受けします。関係機関からのご相談にも応じます。

・面談は予約制となりますので、まずはお電話ください。

保健所中町庁舎

住所：町田市中町2-13-3

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時

電話：042-722-0622

FAX：050-3161-8634



小田急線町田駅北口から徒歩約12分
JR町田駅北口から徒歩約17分
さるびあ図書館の隣です



東京都多摩難病相談・支援室（都立神経病院内）

日常生活・療養生活における悩みや疑問について、難病相談専門員（看護師など）が電話や面談でご相談をお受けします。その他、公的手続きに関する情報提供を行います。難病医療相談会（要予約）や資料の展示もあります。

- ・面談は予約制です。事前に電話にてご予約ください。
- ・患者さん、ご家族、関係機関の方、どなたでもご利用いただけます。

住 所：東京都府中市武蔵台二丁目6番1号 都立神経病院2階

開所時間：平日 午前10時～午後5時（相談の受付は午後4時まで）

電 話：042-323-5880（FAXはありません）

 [詳しくはこちら](#)



東京都難病相談・支援センター（元町ウェルネスパーク内）

日常生活・療養生活における悩みや疑問について、看護師・ソーシャルワーカーが電話や面談でご相談をお受けします。その他、公的手続きに関する情報提供や日常生活用具の展示、関連書籍、資料も用意しています。難病医療相談会や難病医療講演会（要予約）も行っています。

- ・面談をご希望の場合は、事前に電話にてご予約ください。
- ・患者さん、ご家族、関係機関の方、どなたでもご利用いただけます。

住 所：東京都文京区本郷一丁目1番19号 元町ウェルネスパーク西館1階

開所時間：平日 午前10時～午後5時（相談対応は午後5時30分まで）

*毎年5月15日は閉所

電 話：03-5802-1892（FAXはありません）

 [詳しくはこちら](#)



仕事に関する相談をしたい

東京都多摩難病相談・支援室（都立神経病院内）

就労に関する悩みや疑問について、難病患者就労コーディネーターが電話や面談でご相談をお受けします。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。

・面談は予約制です。事前に電話にてご予約ください。

下記の日程で、ハローワーク立川の「難病患者就職サポーター」による出張相談があります。

出張相談

毎月第4木曜日

午後1時30分～午後4時30分（予約制）

住 所：東京都府中市武蔵台二丁目6番1号 都立神経病院2階

開所時間：平日 午前10時～午後5時（相談の受付は、午後4時まで）

電 話：042-323-5880（FAXはありません）

 [詳しくはこちら](#)



同じ病気の人と話をしたい

東京都難病ピア相談室（東京都広尾庁舎内）

日常生活・療養生活における悩みや疑問について、ピア相談員（難病患者さん・ご家族）が電話や面談でご相談をお受けします。希少難病の方もご相談ください。

・面談をご希望の場合は、事前に電話にてご予約ください。

[詳しくはこちら](#)



～疾患別ピア相談（電話・面談）～ ＊2026年3月時点

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
膠原病 骨・関節疾患	パーキンソン病 血液疾患※ （※第1火曜日）	潰瘍性大腸炎 リウマチ ライソゾーム病 オスラー病※ （※第3水曜日）	網膜色素変性症 ハンチントン病 脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	循環器疾患 筋萎縮性側索硬化症（ALS） 重症筋無力症※ （※第2金曜日）

住所：東京都渋谷区広尾五丁目7番1号 東京都広尾庁舎1階

開所時間：平日 午前10時～午後5時（相談の受付は、午後4時まで）

電話：03-3446-0220（相談専用）

03-3446-1144（予約・問合せ専用）

F A X:03-3446-0221

◆地下鉄利用の場合

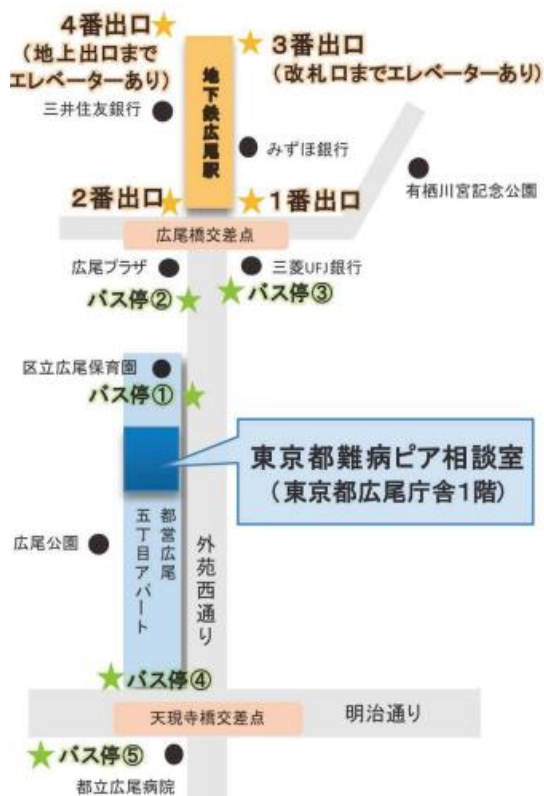
東京メトロ日比谷線「広尾駅」下車徒歩3分

エレベーター・エスカレーター設置出口

3番出口：ホームから改札まで

4番出口：ホームから地上出口まで

＊1番・2番出口は階段のみ



交流の場

患者・家族の会

全国に様々な会があります。下記に一部をご紹介します。
活動内容などの詳細については、各団体へお問い合わせください。


団体名	疾患	連絡先
楽祥会(町田市内で活動しているパーキンソン病患者会)	パーキンソン病	090-7274-3994
認定非営利活動法人 全国SCD・MSA友の会	脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	電話 03-3949-4036 FAX 03-3949-4112
一般社団法人 東京都筋ジストロフィー協会 (東筋協)	筋ジストロフィー 進行性筋萎縮症	お問い合わせはホームページのフォームから
日本ALS協会 東京都支部	筋萎縮性側索硬化症	電話・FAX 03-6822-3081
一般社団法人 SMA家族の会	脊髄性筋萎縮症	お問い合わせはホームページのフォームから

上記以外の患者・家族の会の情報については、「難病情報センター」ホームページ(3ページ参照)から「患者会情報」をご覧ください。東京都難病ピア相談室にお問い合わせください。

NPO法人 東京難病団体連絡協議会(東難連)

難病の“原因の早期究明”“治療法の解明、治療薬の開発”を目指し、難病患者さんが安心して尊厳を持って暮らしていける共生社会の実現に向けて、患者さん・ご家族の療養生活における様々な問題に取り組んで活動している団体です。

日常生活・療養生活における相談(ピア相談)事業、講演会や相談会、イベントなどを行っています。

 [詳しくはこちら](#)



東京都難病ピア相談室

👉 [詳しくはこちら](#)



患者さん・ご家族同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行っています。

患者会の自主的な活動や交流を育成・支援するため、会議室の貸出なども行っています。

住 所: 東京都渋谷区広尾五丁目7番1号 東京都広尾庁舎1階

開所時間: 平日 午前10時～午後5時(相談の受付は、午後4時まで)

電 話: 03-3446-0220(相談専用)

03-3446-1144(予約・問合せ専用)

F A X: 03-3446-0221

～交流会～ *2026年3月時点

内容	実施日時
膠原病患者交流会	毎月第4月曜日 午後1時30分～午後4時
パーキンソン病等いきいき交流会	毎月第2火曜日 午後1時30分～午後4時
希少難病患者さんのための交流会	奇数月第3水曜日 午後1時30分～午後4時
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症患者交流会	偶数月第4木曜日 午後1時30分～午後4時
呼吸法を取り入れた音楽療法	毎月第2金曜日 午後1時30分～午後3時
筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者交流会	奇数月第3金曜日 午後1時30分～午後4時

東京都難病ピア相談室は、NPO法人東京難病団体連絡協議会(東難連)が東京都より受託し、運営しています。



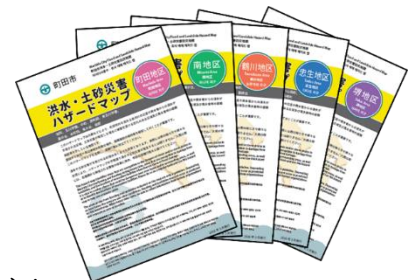
災害への備え

日頃からの備え

自宅付近のハザードや避難施設を確認しておく

日頃から、ご自宅や周辺地域の危険な場所や近くの避難施設を確認し、災害時の避難行動にお役立て下さい。

◆町田市洪水・土砂災害ハザードマップ(風水害時)
台風や大雨によって河川が氾濫した場合、地域に浸水するおそれの範囲やがけ崩れや地滑り、土石流といった土砂災害の危険性がある区域を地図上に表示したものです。



◆町田市防災マップ(地震)
地震が起きた時の避難施設・避難広場、災害時給水ステーションなど、その他、地震に関する防災拠点が掲載されています。



配布場所

防災課(市庁舎3階 301窓口)、各市民センター、各駅前連絡所、各コミュニティセンター(上小山田コミュニティセンターを除く)

マイ・タイムラインを作成しておく

 [詳しくはこちら](#)



洪水・土砂災害ハザードマップ裏面には「マイ・タイムライン」があります。「マイ・タイムライン」とは、いざというときに慌てることがないように、避難方法や避難にかかる時間、持ち出し物品などを考慮し、いつ・どのような行動をとれば良いか、一人ひとりがあらかじめ決めておくものです。

東京都が作成したタイムラインの作成ツールである「東京マイ・タイムライン」を参考にご確認ください。

在宅避難の備え・非常用持ち出し物品の準備

[詳しくはこちら](#)



災害が起きたとき、自宅が住み続けられる状況で身の安全が確保できる場合は、避難施設より自宅で過ごす方が、住み慣れた環境で過ごせるというメリットがあります。在宅避難ができるよう日頃から水や食料、薬などを備蓄しておいてください。

備蓄品は3日～1週間分程が望ましいとされています。
特に医療材料や衛生材料は、約1週間の備えが必要です。
また、いざという時にいつでも避難できるよう、非常用持ち出し物品を準備しておくといいです。



東京電力パワーグリッド株式会社への登録

停電により人命に影響を及ぼすおそれのある在宅医療機器をご使用の方を対象に、事前に必要な情報を登録しておくことで、停電発生状況や復旧見通しなど、東京電力パワーグリッド株式会社から個別で連絡がきます。

【お問い合わせ先】 東京電力パワーグリッド株式会社

[詳しくはこちら](#)



☎ 0120-995-007 または 03-6375-9803 (有料)

受付時間: 月～土 午前9時～午後5時 (日・祝、年末年始を除く)

*停電等緊急のご用件については、全日24時間承ります。

災害時等障がい者支援バンダナ

[詳しくはこちら](#)



災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。障がいの種別や状態に応じて伝えたいメッセージが見えるように三角に折り、肩から羽織って身に付けます。

対象となる方

障がい、難病のある町田市内在住の方

*代理の方の受け取りも可能

配布場所

・障がい福祉課 窓口 (郵送も可能です) 36 ページ

・お住まいの地域の障がい者支援センター 36ページ



個別避難計画

 [詳しくはこちら](#)



個別避難計画とは、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者一人ひとりに対して避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画のことです。

町田市が作成する「避難行動要支援者名簿」に登録されている方を対象に、計画作成の優先度の高い方から作成を開始しています。

避難行動要支援者名簿の対象者

下記のいずれかに該当する方。

ただし、施設入所者は除く。

- ・身体障害者手帳1・2級の方
- ・愛の手帳1・2度の方（東京都）
- ・介護保険要介護認定要介護度3～5の方
- ・その他市長が必要と認める方

【お問い合わせ先】

福祉総務課 事業係（市庁舎7階 703窓口）

☎ 042-724-2537 FAX 050-3101-0928

町田市 氏名	
氏名	
町田市 個別避難計画	
<small>○災害対策基本法第49条の規定に基づき、この個別避難計画に記入した情報は、災害に備え、平常時から計画作成や避難支援を行う関係者と共有します。また、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援を行う関係者その他の者に対し、この個別避難計画の情報を共有します。 ○この計画は、災害時に避難行動の支援が必ずなされることを保障するものではなく、また、避難支援を行う関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。</small>	
上記の内容を理解し、個別避難計画を作成（更新）することに同意します	
記入日	年 月 日
本人署名 (代理署名)	
氏名【	】
本人との関係【	】 連絡先【
住所【	】



在宅で人工呼吸器を使用している方

個別避難計画

町田市保健所では、在宅人工呼吸器使用の難病患者さんを対象に、「個別避難計画」作成の支援を行っております。災害に伴う停電や家屋の損傷は命に直結する問題です。災害が起きた時に落ち着いて行動できるよう、日頃から準備を行い、ご家族や支援者と災害時の対応について確認します。

 [詳しくはこちら](#)



№.		2025年度	
氏名			
町田市 個別避難計画 在宅人工呼吸器使用者のための 災害時個別支援計画			
<small>○災害対策基本法第49条の規定に基づき、この個別避難計画に記入した情報は、災害に備え、平常時から計画作成や避難支援を行う関係者と共有します。また、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援を行う関係者その他の者に開示し、この個別避難計画の情報を共有します。 ○この計画は、災害時に避難行動の支障が必ずおそれることを把握するものではなく、また、避難支援を行う関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。</small>			
上記の内容を理解し、個別避難計画を作成（更新）することに同意します			
記入日	年	月	日
本人署名 (代筆署名)			
【代筆署名者】			
氏名【	】	連絡先【	】
本人との関係【	】	住所【	】
取得作成日	年	月	日
更新日	年	月	日

難病患者の方向けのマイ・タイムライン

町田市保健所では、人工呼吸器使用の難病患者さん向けに、衛生物品・電源などの備えや避難行動を確認しておくことができる「難病患者の方向けのマイ・タイムライン」を作成しました。風水害対策として「個別避難計画」と併用し、平時から災害に備えましょう。

詳しくは町田市保健所ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

保健予防課 難病保健係 35ページ

在宅人工呼吸器使用者のための非常用電源の給付

町田市では2025年度から、障がい福祉サービスの日常生活用具（15ページ）にて、在宅で常時人工呼吸器を使用している方を対象に「正弦波インバーター発電機」「ポータブル電源（蓄電池）」「無停電装置」を給付しています。

 [詳しくはこちら](#)



【お問い合わせ先】

・障がい福祉課 支援係 36ページ

・お住まいの地域の障がい者支援センター 36ページ



情報を確認する

町田市からの情報伝達

下記の他に、防災行政無線や代表電話でも情報を確認することができます。

町田市ホームページ

災害時にはトップページ等で災害に関する情報を掲載します。

 [詳しくはこちら](#)



メール配信サービス・LINE

災害時に緊急の呼びかけをする「防災情報」や「気象情報」などを地域別に配信しています。
どなたでも登録可能です。

 [詳しくはこちら](#)



防災 WEB ポータル

避難指示や避難施設の開設状況などの情報を確認することができます。

 [詳しくはこちら](#)



WEB ハザードマップ

パソコンやスマホで洪水・土砂災害ハザードマップをWEB地図で確認することができます。

 [詳しくはこちら](#)



町田市公式 X(旧 Twitter)

「防災情報」の一部、および「気象・地震情報」などの災害・緊急情報を発信しています。

 [詳しくはこちら](#)



町田市公式 Facebook

「防災情報」の一部、および「気象・地震情報」などの災害・緊急情報を Facebook に投稿します。

 [詳しくはこちら](#)



NTT東日本 災害用伝言ダイヤル「171」

[詳しくはこちら](#)



災害発生時に家族、知人などの安否を確認する“声の伝言板”です。

171 をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

録音の場合 **1** 暗証番号を利用する録音は **3**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または携帯電話・IP電話の番号をダイヤルする。

0	—		—	
0	—		—	

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音をする(30秒以内)

171 をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

再生の場合 **2** 暗証番号を利用する再生は **4**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または携帯電話・IP電話の番号をダイヤルする。

0	—		—	
0	—		—	

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音内容を確認する

災害用伝言版「web171」

[詳しくはこちら](#)



災害発生時に家族、知人などの安否を確認する“インターネット上の伝言板”です。電話番号をキーとして伝言情報を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国(海外含む)から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。

災害用伝言ダイヤル「171」に登録されたメッセージを確認することもできます。

「171」「web171」は利用体験ができます

もしもの時に備えて、ご家族や大切な人と一緒に利用体験をしておきましょう。

【利用体験日】

- ・毎月1日、15日 0時~24時
- ・正月三が日(1月1日0時~1月3日24時)
- ・防災週間(8月30日9時~9月5日17時)
- ・防災とボランティア週間(1月15日9時~1月21日17時)

[詳しくはこちら](#)



お問い合わせ先一覧

◆町田市保健所 保健予防課 難病保健係

名称	ガイドブックで紹介している 主なサービス	連絡先	所在地 (町田市)
難病保健係	<ul style="list-style-type: none">・在宅療養生活の相談・在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業に関する相談と、申請窓口・地域の医療機関でのレスパイト入院に関する相談支援・東京都の在宅難病患者一時入院事業に関する相談と、申請窓口・在宅で人工呼吸器を使用している難病患者さんの「個別避難計画」に関する相談支援	☎:042-722-0622 FAX:050-3161-8634	中町2-13-3



◆町田市障がい福祉課

名称	ガイドブックで紹介している 主な障がいサービス	連絡先	所在地 (町田市)
福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・難病医療費助成 ・身体障害者手帳 ・心身障がい者通院交通費の助成 ・障がい者の手当 	☎ :042-724-2148 FAX:050-3101-1653	森野2-2-22 町田市庁舎1階 113窓口
支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス ・補装具、日常生活用具 ・住宅改修 	☎ :042-724-3089 FAX:050-3101-1653	

◆町田市障がい者支援センター

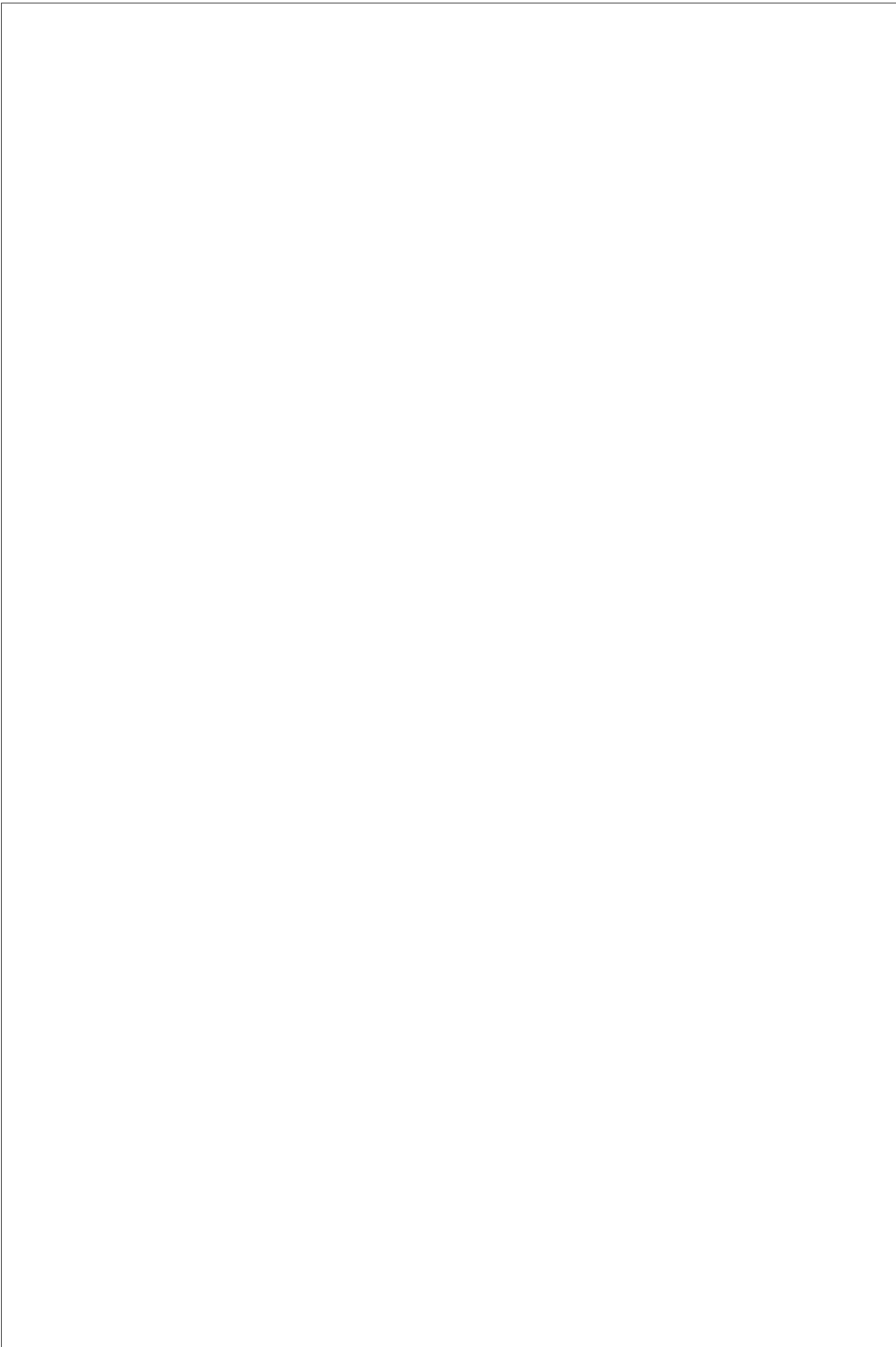
担当地域	名称	連絡先	所在地 (町田市)
相原町、小山町、小山ヶ丘	堺地域障がい者 支援センター	☎ :042-794-8790 FAX:042-798-2290	小山町1234-1
上小山田町、下小山田町 忠生、小山田桜台、 矢部町、常盤町、根岸町、 根岸、囷師町、山崎町、 山崎、木曾町、木曾西、 木曾東	忠生地域障がい者 支援センター	☎ :042-794-4851 FAX:042-794-4852	囷師町1677-1
小野路町、野津田町、 金井、金井町、大蔵町、 薬師台、能ヶ谷、三輪町、 三輪緑山、広袴、広袴町、 真光寺、真光寺町、鶴川、 藤の台3丁目、金井ヶ丘	鶴川地域障がい者 支援センター	☎ :042-708-8821 FAX:042-737-0833	能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニ ティ1階
原町田、中町、森野、 旭町、本町田、南大谷、 玉川学園、東玉川学園、 藤の台1・2丁目	町田地域障がい者 支援センター	☎ :042-709-1301 FAX:042-709-1302	原町田5-4-3 第2大塚ビル1階 101
鶴間、小川、つくし野、 南つくし野、金森、金森東、 南成瀬、成瀬、成瀬が丘、 西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、 南町田	南地域障がい者 支援センター	☎ :042-706-9624 FAX:042-799-2145	金森東3-18-16 合掌苑桂寮1階

◆町田市高齢者支援センター・あんしん相談室

担当地域	名称	連絡先	所在地 (町田市)
相原町	堺第1高齢者支援センター	☎:042-770-2558 FAX:042-774-1847	相原町2373-1 (老人保健施設サンシルバー町田内)
	相原あんしん相談室	☎:042-700-7121 FAX:042-700-7122	相原町1158-26
小山町、小山ヶ丘、 上小山田町	堺第2高齢者支援センター	☎:042-797-0200 FAX:042-798-7780	小山ヶ丘1-2-9 (特別養護老人ホーム美郷内)
	小山あんしん相談室	☎:042-794-8751 FAX:042-794-8752	小山町2619
図師町、下小山田町、 忠生、矢部町、 小山田桜台、常磐町、 根岸町、根岸	忠生第1高齢者支援センター	☎:042-797-8032 FAX:042-797-8830	下小山田町3580 ふれあい桜館1階
	忠生あんしん相談室	☎:042-792-8888 FAX:042-792-8888	忠生3-1-34 もりやハイツⅡ 101号室
山崎町、山崎、 木曾町、木曾西、 木曾東(都営木曾森野 アパートを除く)、 本町田の一部(公社住 宅町田木曾)	忠生第2高齢者支援センター	☎:042-792-1105 FAX:042-792-5543	山崎町2200 山崎団 地3-18棟101号 (山崎団地名店会内)
	木曾あんしん相談室	☎:042-794-7901 FAX:042-794-7902	木曾東1-34-10 ちひろマンション101
小野路町、大蔵町、 野津田町、薬師台、 金井町、金井、金井ヶ丘	鶴川第1高齢者支援センター	☎:042-736-6927 FAX:042-736-6903	薬師台3-270-1 (特別養護老人ホーム 第二清風園内)
	大蔵あんしん相談室	☎:042-708-8964 FAX:042-735-5872	大蔵町806
能ヶ谷、 三輪町、三輪緑山、 広袴、広袴町、 真光寺、真光寺町 鶴川	鶴川第2高齢者支援センター	☎:042-737-7292 FAX:042-737-0833	能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ 1階
	鶴川あんしん相談室	☎:042-718-1223 FAX:042-860-5833	鶴川6-7-2-103号室

担当地域	名称	連絡先	所在地 (町田市)
原町田(都営金森Ⅰ丁目アパートを除く)、 中町、森野、旭町、 木曽東の一部(都営木 曽森野アパート)	町田第1高齢者 支援センター	☎:042-728-9215 FAX:042-728-6578	森野4-8-39 (特別養護老人ホーム commons内)
	原町田あんしん 相談室	☎:042-722-8500 FAX:042-732-3505	原町田4-24-6 せりがや会館1階
本町田(公社住宅町田 木曽を除く)、 藤の台、 南大谷の一部(公社住 宅本町田)	町田第2高齢者 支援センター	☎:042-729-0747 FAX:042-709-0533	本町田2102-1 (本町田高齢者在宅 サービスセンター内)
	本町田あんしん 相談室	☎:042-860-7870 FAX:042-709-0533	藤の台1-1-50-109
玉川学園、 南大谷(公社住宅本町 田を除く)、 東玉川学園	町田第3高齢者 支援センター	☎:042-710-3378 FAX:042-710-1292	玉川学園3-35-1 (玉川学園高齢者在宅 サービスセンター内)
	南大谷あんしん 相談室	☎:042-851-8421 FAX:042-851-8426	南大谷4-7-23
南町田、鶴間、小川、 つくし野、南つくし野	南第1高齢者 支援センター	☎:042-796-2789 FAX:042-799-0079	南町田5-16-1 (特別養護老人ホーム 芙蓉園内)
	小川あんしん 相談室	☎:042-812-2127 FAX:042-812-2127	小川6-1-11
金森、金森東、 南成瀬、成瀬が丘、 原町田の一部(都営金 森Ⅰ丁目アパート)	南第2高齢者 支援センター	☎:042-796-3899 FAX:042-799-2145	金森東3-18-16 (特別養護老人ホーム 合掌苑桂寮内)
	成瀬が丘あんしん 相談室	☎:042-795-9100 FAX:042-850-6550	成瀬が丘2-23-4 ベルハイツ成瀬 1-A号室
成瀬、西成瀬、高ヶ坂、 成瀬台	南第3高齢者 支援センター	☎:042-720-3801 FAX:042-860-7022	西成瀬2-48-23
	成瀬台あんしん 相談室	☎:042-732-3239 FAX:042-860-7022	成瀬台3-8-1

～メモ～





発	行	町田市保健所 保健予防課 難病保健係
		町田市中町2-13-3 保健所中町庁舎
		電話 042-722-0622
		FAX 050-3161-8634
刊行物番号		26-5
		(庁内印刷)

この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は255円です(職員人件費を含みます)。